

「コロナ支援」 商品券等の発行をお考えのみなさまへ



「資金決済法」をご存じですか？

- コロナ禍における売上減少などへの対応として、前払式の商品券（例えば「応援チケット」）等を発行される方は、原則として資金決済法の発行者として、**事前登録（第三者型）**又は**事後届出（自家型）**が必要となります。
- ただし、下記のいずれかにあたる場合など、登録又は届出が不要（法律の適用除外）となる場合があります。

【適用除外の一例】

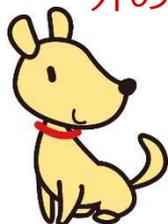
- ✓ 有効期間が6カ月未満で、明記されている場合。
- ✓ 発行者の店舗でのみ利用でき、かつ、基準日（毎年3月末と9月末）の未使用残高が1,000万円以下の場合。
- ✓ 市町村が発行する場合。✖



資金決済業協会のHPで、
法の適用対象となるか確認ができます →

注意

※経費を市町村が負担する場合でも、発行者が市町村以外の場合は、適用除外になりません。



資金決済法が適用されると、
このようなことが必要になります。

- ✓ 供託が必要になる場合があります。
- ✓ 帳簿の作成・保存や当局への定期的な報告が必要になります。
- ✓ 事前登録が必要な場合（加盟店などで使用できる場合）は、登録までに一定の時間がかかります。

《お問い合わせ先》

北海道財務局に
お気軽にご相談ください。



北海道財務局理財部金融監督第三課 電話:011-709-2311（代表）
金融ほっとライン 電話：011-807-5145（直通）